

ご投資家の皆様へ

ブラックロック・ジャパン株式会社

「i シェアーズ S&P 500 米国株 ETF」  
開示資料での誤記載のお詫びおよび修正のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼を申し上げます。  
この度、下記上場ETFについて、開示資料の記載内容に一部誤りがございましたので、下記の通り訂正内容等についてご報告申し上げます。  
本誤記載について深くお詫び申し上げるとともに、再発防止に努めてまいりますので、引き続きご愛顧賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

## 記

1. ファンド名称（東証銘柄コード）  
i シェアーズ S&P 500 米国株 ETF（1655）

## 2. 概要

2024年5月9日にEDINETに提出いたしました有価証券届出書および目論見書（2024年5月10日版）内において、信託報酬の記述に誤記載がございました。2024年7月8日午後3時30分頃に、EDINETにて有価証券届出書の訂正届出書を提出し、また、弊社ホームページに掲載している目論見書の差し替えをいたしました。修正後の目論見書は2024年7月9日付となります。

## 3. 訂正の内容

有価証券届出書および目論見書に共通の内容で、下記の通り訂正いたします。下線部は訂正部分を示します。

## &lt;誤&gt;

ファンドの実質的な信託報酬（①+②）は、信託財産の純資産総額に対し年0.077%（税抜0.07%）程度となります。

※ 投資する上場投資信託証券の投資比率や報酬率に変更になる可能性があり、実質的な負担についても変動することがあります。

## ① 当ファンドの信託報酬

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.077%（税抜0.07%）以内で委託会社が定める率を乗じて得た金額とします。信託報酬に係る委託会社および受託会社間の配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次のとおりとします。

	信託報酬の配分	役務の内容
委託会社	<u>年0.055%（税抜0.05%）</u> 以内	ファンドの運用、基準価額の計算、各種書類の作成等
受託会社	年0.022%（税抜0.02%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等

※ 信託報酬の料率は、毎月の運用状況（投資する上場投資信託証券の投資比率および報酬等の料率）に応じて、約款に規定される所定の方法により決定されます。

上記の信託報酬の総額は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するもの  
とします。

② 投資する上場投資信託証券に係る報酬等

投資する上場投資信託証券において報酬等がかかりますが、投資銘柄や組入比率は固定されていないた  
め、事前に料率、上限額などを表示することができません。また、報酬等は、上場投資信託証券の運用会社  
等に支払われます。

<正>

ファンドの実質的な信託報酬（①+②）は、信託財産の純資産総額に対し年0.066%（税抜0.06%）程度と  
なります。

※ 投資する上場投資信託証券の投資比率や報酬率が変更になる可能性があり、実質的な負担についても変動  
することがあります。

① 当ファンドの信託報酬

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.066%（税抜0.06%）以内で委託会社が定める率  
を乗じて得た金額とします。信託報酬に係る委託会社および受託会社間の配分および当該報酬を対価とする  
役務の内容は次のとおりとします。

	信託報酬の配分	役務の内容
委託会社	<u>年0.044%（税抜0.04%）</u> 以内	ファンドの運用、基準価額の計算、 各種書類の作成等
受託会社	年0.022%（税抜0.02%）	運用財産の管理、委託会社からの指 図の実行等

※ 信託報酬の料率は、毎月の運用状況（投資する上場投資信託証券の投資比率および報酬等の料率）に応じ  
て、約款に規定される所定の方法により決定されます。

上記の信託報酬の総額は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するもの  
とします。

② 投資する上場投資信託証券に係る報酬等

投資する上場投資信託証券において報酬等がかかりますが、投資銘柄や組入比率は固定されていないた  
め、事前に料率、上限額などを表示することができません。また、報酬等は、上場投資信託証券の運用会社  
等に支払われます。

4. 補足事項

お客様にご負担いただいている信託報酬については、誤記載の掲載期間中においても、<正>の料率で計  
算されております。また、基準価額等への影響等もございません。

以上